

- ★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。
- 法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
- 改正にならない部分はそのまますべて利用できますので、資源保護につながり環境にも配慮しています。
- ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

組見本
(B5判縮小)

現場の危機管理に必携の書!

救急活動の法律相談

すいせん 小林 輝幸 [元東京消防庁消防総監/元全国消防長会会長]
山本 保博 [東京臨海病院病院長/日本医科大学名誉教授]
救急振興財団理事長

編集 救急活動法務研究会
【代表】 橋本 雄太郎 [杏林大学教授]



対応困難な事案を
法的視点から解説!!



- ◆救急活動に伴って発生する様々な法律問題について、イラストを交えながら【Q&A】形式でわかりやすく解説しています。
- ◆消防大学校、救急振興財団東京研修所及び同九州研修所の講義や各種研修会で出された実際の質問を参考に具体的な設問を作成していますので、救急隊員が現場で直面するあらゆる疑問点が解消できる内容です。
- ◆救急活動に精通している大学教員、弁護士、消防本部幹部職員が編集・執筆しています。

0120-089-339 受付時間/8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigy@sn-hoki.co.jp

加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁1,350頁
定価9,900円(本体9,000円)送料730円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)

第4章 現場活動

Q 搬送対象者が署名したDNARを示された場合の対応

高齢者介護施設に救急出動したところ、施設職員から搬送対象施設収容者が署名したDNAR(蘇生拒否)を示された場合、どのように対応すればよいでしょうか。



A わが国の医療現場でもDNARが行われている場面がありますが、DNARに関するガイドラインなどは決められておらず、その判断は医療現場に任されています。リビングウィルが普及していないためDNARの意思表示を患者本人が事前に行っている例は少なく、医師と患者家族との合意で行われているのが実情です。

DNARをめぐるトラブル
傷病者側の意思決定とされるに従って搬送のみ実施した結果、結果あるいは死亡した場合、損害請求されるおそれがあります。また、傷病者側の意思決定を経て、応急処置を実施しながらに搬送した場合、本人から自己侵害されたとして慰謝料請求されるおそれがあります。

第4章 現場活動

ARを示された場合には、救急隊員は、次の対応をとる必要があります。

- ① 応急処置をする必要性を施設職員に対して的確に説明し、十分な説得を行う。
- ② ①の結果、施設職員の理解を得ることができなかった場合は、救急活動記録票に蘇生拒否をする旨の詳細を記載する。
- ③ 担当医及び家族に応急処置の必要性を的確に説明し、十分な説得を行う。
- ④ ③の結果、担当医及び家族の理解を得ることができなかった場合は、救急活動記録票に蘇生拒否をする旨の詳細を記載する。

思表示かどうか救急隊では判断できないこと、救急隊は、傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、傷病者の状態その他の条件から応急処置を施さなければその生命が危険であり、又はその症状が悪化するおそれがあると認められる場合に応急処置を行い搬送することなどについて説明・説得をします。

救急活動記録票への記載等

高齢者介護施設職員、担当医及び家族への説得を十分行っても、それぞれの関係者から了承を得られず、医師の指示も得られなかった場合は、救急活動記録票に、その詳細を記録します。救急活動記録票への記載は、万一訴訟となった場合に、救急隊員の過失責任の有無を判断する上での証拠となりますので、当時の状況がわかるように的確、かつ、客観的に記録しておく必要があります。

担当医、家族及び高齢者介護施設職員への説明・説得

蘇生拒否され搬送のみ実施とされた場合は、救急隊員は、的確に説明し、十分な説得を行わなければなりません。具体的には次の手順で行います。

- ① 傷病者の容態についての確に観察する。
 - ② 担当医、家族及び施設職員に傷病者に必要な処置を施し搬送することを承諾するように的確な説明・説得を行う。
- 日本では、DNARについてのガイドラインがないこと、傷病者本人の意



第10章 救急活動をめぐる裁判例等

Q 奈良地裁平成21年4月27日判決(救急隊員が搬送しなかったことに判断誤りがあるとされた事例)

救急隊員が判断を誤り搬送しなかったことにつき消防組合に損害賠償を命じた判決(奈良地判平21・4・27判時2050・127)について教えてください。



A 平成18年11月14日、原告であるA(当時42歳・男性)は、橿原市内の Snackbar で飲食した後、15日午前0時30分頃店を出、何らかの原因により左顔面に強い衝撃を受けた(医療機関受診後、脳の右側頭葉の脳挫傷と左上顎洞前壁の骨折等が生じていたことが判明)。同日午前2時10分頃、橿原警察署内を歩いているところを警察官により発見され、保護(発見時、

第10章 救急活動をめぐる裁判例等

し、これを受けて警察官は当番医療機関に酒を飲んでいる人がいる旨の連絡をしたが、重症患者の手術中ということで受け入れを拒否された。同日午前3時01分救急隊が警察署に到着。救急隊は、警察官から、当番医療機関から受け入れを拒否されたこと、発見からの経緯の説明を受けた。救急隊員が到着したとき、Aは長椅子に目を閉じて横になっており、その近くには嘔吐の跡があった。救急隊員が「わかりますか」と声をかけるも反応はなく、肩をたたくと寝返りを打った。「ここはどこかわかりますか」と尋ねると「岐阜」と答えた(警察署内で発見された日に、Aは仕事で岐阜に出かけていた)。救急隊員が「顔を拭きますね」といってAの左前額から頬にかけて拭いたところ、「痛い痛い」と叫んだ。救急隊員がAの様子を観察したところ、鼻出血があったが自然止血しており、左目周りは少し腫れている。打撲痕が確認できた。頭部の触診も

原告Bらが警察署に到着した。警察官からこれまでの経緯について説明がまずなされた。家族らが、どこかの病院に連れていくのかを聞いたところ、救急隊員は、搬送先を探したが、アルコールが入っているためにAの受け入れ先医療機関がないことを告げ、さらに、出血はほとんど鼻出血であり、ほかに傷や外傷は見当たらず軽症であると説明し、緊急性はないと述べた。Bらは、病院への搬送を希望したが、救急隊員は搬送先がないと答えた。さらに、警察署隣の県立病院への搬送を希望したが、「かかりつけじゃないとなかなか診てくれない」と救急隊員は答えた。そのうちに、警察官がBらに対し、「自宅に帰って様子を見てもらいたいのではないですか」と言ったこともあり、BらがAに「帰ろうか」と声をかけ、Aは自身の力で立ち上がり、Bらの腕に手を添えてもらい、ゆっくりと歩いて警察署玄関を出て、家族の車に乗り込んだ。その際、救急隊員は、

掲載内容

第1章 基本的な法律関係

第1 救急活動が正当化される理由

- 救急活動が適法な職務行為とされるための要件
- 救急隊員の応急処置は医療行為に当たるか
- 病院前救護活動におけるインフォームド Consent
- 搬送先医療機関到着前に行われる救急活動の法的位置付け
- 非番の救急救命士有資格消防職員が行う CPR
- 旅行中の救急救命士有資格消防職員が行う CPR
- PA 連携で出場した救急救命士有資格消防職員による救急活動
- 救急業務に関する講習課程を経ていない消防官による気管挿管補助
- 救急隊員が独自の判断で行うスクイーミング
- 消防本部の策定した活動基準等に従わない活動
- MC協議会で定めた活動基準の法的拘束力

第2 救急隊員、救急救命士

- 救急救命士養成課程に進む隊員を選抜する基準
- 搬送先医療機関の医師の依頼による気管挿管
- 引き継いだ傷病者が死亡した場合の消防側の法的責任

第3 知っておかなければならない法律基礎知識

- 民事責任、刑事責任、行政処分の違い
- 国家賠償責任
- 緊急事務管理
- 緊急避難の法理
- 過失の構造
- 民事訴訟手続の流れ
- 刑事手続の流れ

第4 MC協議会

- MC協議会設置の法的根拠
- MCの意義
- 独自の基準の作成
- 国の通知の範囲を逸脱したローカルルール の策定
- 地域の事情に合わせた基準の修正

第5 オンラインMC体制下における救急業務従事者相互の法律関係と関係者の法的責任

- 救急業務従事者相互の法律関係
- 指示指導医の指示の誤りによ、搬送対象傷病者が重篤な結果に陥ってしまった場合の法的責任
- 救急救命士である救急隊員の観察あるいは状況説明が不的確なため指示指導医から誤った指示が出された場合の関係者の法的責任
- 救急救命士である救急隊員の観察・説明も指示指導医の指示も的確であったが、救急隊員の処置に過誤があった場合の関係者の法的責任
- 指示指導医からの指示等がなく傷病者に特定行為を実施できなかった場合の関係者の法的責任
- 搬送先医療機関医師の指示指導により救急救命士が応急措置を実施し、傷病者が重篤な状態に陥った場合の救急救命士側の責任

第6 オフラインMC体制に関する問題 (指示指導医の資格要件、再教育・病院実習、事後検証システム)

- オフラインMCの意味と内容
- 検証医の資格要件
- I 課程・II 課程・標準課程救急科修了救急隊員の再教育の必要性
- 救急救命士の再教育の内容
- 消防長や消防本部幹部職員に対する研修
- 委託研修中に過誤が生じた場合の関係者の法的責任
- 事後検証システム構築の法的意義と法的視点からの必要性
- 救急隊員の過誤が明確となった場合の対応

第2章 傷病者発生時

- 一般市民の AED 使用
- 傷病者本人からの依頼で、応急手当を行うため、傷病者を移動させる際に誤ってケガを負わせた場合の法的責任

- 意識の無い傷病者に応急手当を行うために移動させる際に誤ってケガを負わせた場合の法的責任
- 本人が応急手当を拒否している場合に、無理やりバイスタンダーが応急手当を実施した場合の法律関係
- 「よきサマリア人法」の内容
- 「よきサマリア人法」の必要性
- 応急手当講習会での事故における講習会指導者、講習生の法的責任
- バイスタンダーが傷病者の血液を暴露した場合の法律関係
- 傷病者の血液を暴露し感染症に罹患したバイスタンダーが、救急隊員から何の助言もなかったと訴えてきた場合の対応
- 指令室員の口頭指導により家族が実施した気道確保で傷病者の頸椎を損傷した場合の法律関係
- バイスタンダーが応急手当実施中にケガをした場合や衣服を汚してしまった場合の補償

第3章 119番通報受信時

- 第1 通報受信時の緊急度・重症度分類システム
- 119番受信時に搬送対象者を識別することの法的問題
- 第2 出場指令
- 虚偽の通報で救急車を出場させた場合
- 到着が遅れたことで傷病者の症状が悪化した場合の法的責任
- サイレンを鳴らさずに行う緊急走行
- 第3 現場出場中の問題
- 資器材不携帯で手当てが遅れたため傷病者の症状が悪化した場合の法的責任
- 出場途上の交通事故により医療機関への搬送が遅れたため傷病者の症状が悪化したことの法的責任
- 整備不良のため出場途上に車両故障を起こして現場到着が遅れた場合の法的責任
- 出場途上の救急車が飼い犬をはねた場合の法的責任
- 出場途上に別の傷病者に遭遇した場合の対応

第4章 現場活動

- 第1 現場到着時の緊急度・重症度分類システム
- 搬送基準以下と判断された傷病者から搬送を希望された場合の対応
- 引揚げ後に重篤な症状になった傷病者に対する法的責任
- 警察官に保護依頼した傷病者に対する法的責任
- 交通事故現場での交通整理
- 第2 傷病者、通報者等への対応
- ICレコーダーの使用
- 傷病者の携帯品からの個人情報の収集
- バイスタンダーの血液被曝
- 応急手当をしていたバイスタンダーに対する対応
- 応急処置の手伝いをしたバイスタンダーに対する対応
- 胸骨圧迫を実施したバイスタンダーが傷病者に胸骨亀裂骨折を負わせた場合の関係者の法的責任
- 救護活動を手伝ったバイスタンダーから医療費請求があった場合の対応
- バイスタンダーから協力証明の要求があった場合の対応
- 第3 傷病者の所持品の取扱い
- 傷病者の所持品の管理
- セカンドバッグの中の財布に対する補償責任
- 交通事故現場に放置されている傷病者の所持品と思われる物品の取扱い
- 搬送した傷病者宅が窃盗被害にあった場合の補償責任

第4 観察

- 経験が乏しい救急救命士に対する救急隊長の対応
- 観察を拒否された場合の対応
- 日本語を理解できない外国人傷病者に遭遇した場合の対応
- 社会死の内容

- 社会死と誤って判断した場合の救急隊長の法的責任
- 観察に見落としがあり傷病者が重篤な状態に陥った場合の法的責任
- 社会死と判断し現場を引き揚げた後、監察医によって脈拍が確認された場合の救急隊の法的責任

第5 応急処置

- 医師がいる救急現場での除細動の実施
- 救急隊に薬剤・気管挿管認定救急救命士が乗務していなかったことの法的責任
- 現場医師の指示で救急隊員が資格上実施できない応急処置を実施した場合の関係者の法的責任
- 救急隊員個人が訴えられた場合の消防本部の対応
- 傷病者が死亡した場合に、現場待機時間が30分かつたことでの法的責任
- t-PAの内容
- アドレナリン(エピネフリン)投与

第6 特定行為

- 臨場医師の指示による特定行為の実施
- 臨場医師が気管挿管している間の静脈路確保の実施
- 同乗の救急救命士に伝えずに救急隊員が判断し実施する除細動
- 無線や携帯電話の届かないところにCPA傷病者がいる場合の指示要請
- 指示指導医の指示を受けずに行う薬剤投与
- プロトコールを実践せずに対象でない傷病者に薬剤投与を実施した救急救命士の法的責任

第7 応急処置拒否

- 傷病者から明確な応急処置拒否の意思表示があった場合の対応
- 搬送対象者が署名したDNARを示された場合の対応
- 救急救命処置をせず、かかりつけ医のところまで搬送するよう家族から依頼された場合の対応
- 処置拒否をする家族の範囲
- 家族からDNARが示された場合の対応

第8 不作為事案

- 静脈が確認できないことを理由にする薬剤投与不作為事案
- 自信がないことを理由にする薬剤投与不作為事案

第9 器物損壊

- ストレッチャー搬送中の調度品の損壊
- ストレッチャー搬送中の家具大破と器物損壊罪
- 搬送対象傷病者を救出するための器物損壊
- 建物所有者でない搬送対象傷病者を救出するための器物損壊

第10 妨害行為

- 第三者から暴力を受けた場合の救急隊の対応
- 暴力行為によって暴れる傷病者を制止した場合の正当防衛成立の可否
- 公務執行妨害罪の立件要件
- 救急活動中の現行犯逮捕が認められる場合
- 傷病者家族の罵詈雑言で精神的ダメージを受けた場合の対応
- 業務妨害罪の成立要件
- 救急車に小便を引っかけた行為に対する法的措置
- 救急車のボディを傷付けた行為に対する法的措置
- 活動中の救急車のタイヤに穴を開けた者の刑事責任

第11 隊員の受傷事故

- 救急隊員が傷病者宅の飼い犬により受傷した場合の法的責任
- 傷病者の嘔吐物が救急隊員の顔面に付着した場合の対応
- 傷病者宅の柵等で救急隊員が受傷した場合の対応
- 搬送時に結核感染の事実を救急隊に知らせなかった傷病者の法的責任
- 傷病者が感染症にかかっているかどうか不明な場合の血液暴露

第5章 搬送

第1 医療機関選定・受入れ拒否

- 整形外科に搬送した傷病者が心筋梗塞で死亡した場合の救急隊の法的責任

- 条件に合う医療機関を探して搬送が遅れ症状が悪化した場合の救急隊の法的責任
- 医療機関に収容拒否された場合の対応は
- 応急処置を施した後に傷病者が死亡した場合に症状急変のため搬送先を変更したことの法的責任
- 搬送先医療機関への告知の範囲
- 医師がいない医療機関からの要請に応える義務の有無
- 医療機関からの受入れ拒否
- 医療機関に受入れを拒否されたために傷病者が死亡した場合の救急隊の法的責任
- 次の搬送先医療機関を探すうちに傷病者の容態が急変した場合の救急隊の法的責任

第2 搬送 (搬送中の容態急変、直近搬送・かかりつけ医)

- 不搬送にした傷病者が容態急変し亡くなった場合の救急隊の法的責任
- 死後硬直が認められるがモニター上で何らかの波形が認められた場合の対応
- 二次災害発生のリスク回避のための不搬送
- ベルト締め忘れによる受傷事故の民事責任・刑事責任
- 狭い階段を降ろしている際に受傷させた場合の民事責任・刑事責任

第3 病院選定

- 当初搬送を希望していた病院への転院搬送費
- 搬送先医療機関決定に時間がかかり死亡した場合の救急隊の法的責任
- 搬送先医療機関を間違えたため容態が悪化した場合の法的責任
- 死後硬直等が見られる者の搬送

第4 搬送拒否

- 傷病者本人が搬送を拒否したときの対応
- 不搬送同意書の法的効力
- 傷病者本人が搬送拒否した後に重症化した場合の救急隊の法的責任
- 酩酊状態の傷病者が搬送を拒否しているときの対応
- 本人は搬送を拒否しているが家族が搬送を強く望んでいる場合の対応

第5 転医搬送

- 医師が同乗しない転医搬送
- 医師が同乗していない転医搬送中に傷病者が重篤になった場合の消防側の法的責任
- 帰隊時の医師・看護師の救急車への便乗
- 転医搬送中に行った血圧測定

第6 交通事故

- 救急搬送中にトラックに衝突し救急車に凹みかできた場合の対応
- 狭い道路で傷病者収容のため一時停車中に他車がきた場合の対応
- 傷病者から離れた場所に停車するよう警察に命じられたが、応急処置のためもっと近くまで行きたい場合の対応
- 搬送を待つよう警察官に止められたが、早く搬送する必要がある場合の対応

第7 医療情報の提供

- 搬送対象傷病者への医療情報の提供
- 別の病院への搬送を傷病者から依頼された場合の対応
- 医療機関の選択を傷病者から相談された場合の対応

第6章 搬送先医療機関到着時

- 搬送先医師から身元確認のための身体捜検を依頼された場合の対応
- 搬送後の喫煙について市民から通報があった場合の消防本部の対応

第7章 特殊事案

第1 精神科救急

- 救急車内で暴れる精神疾患傷病者の搬送
- 周りに危害を及ぼすおそれのある精神疾患傷病者の搬送
- 精神疾患傷病者が搬送を拒否している場合の対応
- 通報リピーターに対する消防本部の対応

第2 多数傷病者発生時の対応

- 渋滞中の高速道路上の横転事故で多数の傷病者が発生した場合の対応
- 山間部の交通事故で重篤な傷病者がいる場合の先着救急隊の対応

第3 大規模災害

- 黒タッグを付ける際の法的留意点
- タッグの色を時間とともに変えることの法的問題
- パニック症候群の傷病者に対する対応
- 大規模災害時における特定行為に関する事前指示の必要性
- 生物テロ災害時におけるゾーニングの法的根拠

第4 ドクターカー

- ドクターカー運用時の法的問題
- ドクターカーの運用の効用

第5 ドクターヘリ

- 救急医療確保法の概要

第8章 外部への対応

第1 苦情処理

- 救急隊員にセクハラを受けたと苦情があった場合の消防本部の対応
- 近所に現病名を知られたとの苦情が寄せられた場合の消防本部の対応

第2 マスコミ対応

- 報道機関からの問い合わせに対する対応
- 第3 救急活動の情報開示
- 傷病者本人からの情報開示に対する対応
- 傷病者家族からの情報開示に対する対応
- 救急活動に関わる問い合わせをした者が来署した場合の対応の留意点

第4 関係機関への情報提供

- 感染症患者を取り扱った場合の関係機関との調整
- DV、児童虐待に係る傷病者を取り扱った場合の関係機関との調整

第5 捜査協力、文書提出命令

- 捜査機関からの照会に回答する場合の留意点
- 活動記録票に対する文書提出命令

第6 保険会社等対応

- 損保会社から救急活動に関する照会があった場合の対応
- 弁護士からの照会への対応

第9章 民事裁判・刑事裁判に発展した場合の対応

- 救急隊員個人に対して損害賠償請求がなされた場合の対応

- 弁護士への依頼方法
- 証拠保全手続による関係書類の提出
- 警察官から搬送事案に関して尋ねられた際の注意点
- 証人として出廷を求められた場合の注意点

第10章 救急活動をめぐる裁判例等

- 札幌地裁昭和54年6月22日判決(救急隊員の説明が搬送拒否を誘発したとされた事例)
- 千葉地裁昭和61年7月25日判決(診療拒否した医療機関に責任があるとされた事例)
- 東京地裁平成13年6月29日判決(救急隊員の活動に関する国家賠償請求が棄却された事例)
- 京都地裁平成15年4月30日判決(傷病者に対する賠償責任が認められた事例)
- 佐賀地裁平成18年9月8日判決(傷病者からの賠償請求が棄却された事例)
- 千葉地裁松戸支部平成20年8月25日付和解事案(救急搬送の遅れを認めた事例)
- 奈良地裁平成21年4月27日判決(救急隊員が搬送しなかったことに判断誤りがあるとされた事例)
- 武生簡裁平成13年4月26日略式命令(刑事事件として立件された事例)

第11章 関連裁判例等

- 積極的安楽死に関する裁判例
- 末期患者の治療中止に関する裁判例
- エホバの証人による輸血拒否事案に関する最高裁判断
- 終末期医療に関する最近の指針・提言

第12章 署内業務

第1 活動記録票

- 救急活動記録票のもつ訴訟上の意味
- 救急活動記録票の文書作成方法
- 救急活動記録票の基本的な記載内容
- 救急活動記録票の訂正方法
- 救急活動記録票のIT化

第2 資器材管理

- 資器材の管理責任

第13章 需要対策のための救急サービスの見直し

- 高齢者福祉施設と消防との連携機関
- 救急車の到着が遅れて傷病者が死亡した事例における地方公共団体の法的責任
- 救急医療情報キット

第14章 周辺問題

- 消防の広域化と救急サービス
- 救急サービスに地域間格差が生じた場合における地域住民の訴え

附 録

- 項目別 活動基準比較

- 内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

新日本法規出版株式会社

本社
総務本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
大阪支社 〒540-0037 大阪府中央区南平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2021.5) 594-1(☆)

